# 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

#### 1 第7次地域保健医療計画について

- 医療法等に基づき策定。
- 平成30(2018)年度から令和5(2023)年度の6年間を計画期間としており、本年度は3年目のため、中間見直しの検討を実施する時期となっている。

# 2 中間見直しについて

# (1) 第7次計画策定時における本県の方針について

- 「在宅医療の推進」に関する計画については、医療法第30条の6の規定に基づき、高齢者支援計画との整合を図る観点から、3年目に見直しの検討を行い、必要に応じて計画を変更する。
- 併せて、基準病床数についても、在宅医療等に関する計画との整合を図る観点から見直しを検討し、必要に応じて計画を変更する。

### (2) 国からの指針等

- 厚生労働省は、都道府県が行う医療計画の策定に関して「医療計画作成指針」(以下「指針」という。)を示している。
- 国が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」において示された、5疾病・5事業(※)・在宅医療の指針及び指標の見直しの方向性を踏まえ、令和2年4月13日付けで同省は、中間見直しに向けて指針の改定等を都道府県に通知した。
  - ※ 5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)5事業(救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療、へき地医療)
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同省は令和2年5月12日付けで、 「見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用 が、令和4年度以降となったとしても差し支えない」と都道府県に通知した。

#### 3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本県の対応(案)について

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域保健医療計画の見直しは令和2年度 後半から検討し、令和3年度で見直しを行うこととしたい。

#### (理由)

- 計画の見直しには、本協議会や地域保健医療・地域医療構想協議会等での議論を要するが、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで開催できていない。
- 6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の状況下にあるため、引き続き 新型コロナウイルス感染症への対応を最優先で取り組んでおり、計画見直しのための 地域における協議会は10月から開始する。

#### 【参考】

高齢者支援計画は令和2年度中に次期計画の策定を行い、地域保健医療計画の中間見 直し結果を踏まえ、令和3年度に計画の一部変更を行う予定。